

農地中間管理機構の事業規程の変更の承認について

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第九条第一項の規定により
農地中間管理機構の事業規程の変更を承認した。

令和五年十月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 農地中間管理機構の名称

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団

二 変更に係る事業の種類

農地売買等事業、農地売渡信託等事業、農地所有適格法人出資育成事業及び研修等
事業

三 承認年月日

令和五年九月二十九日